

※ 以下の明細書へ書ききれない場合は、コピーしてお使いください（本書と同様の書式であれば、自己作成したものを添付することも可能です）。
(予備の用紙を区役所及び出張所でも配布しています。また、墨田区のホームページからダウンロードでもお使いいただけます。)

令和7年分 医療費控除の明細書 (特別区民税・都民税申告書用)

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による特例は受けられません。

申告者氏名：

1 医療費通知に関する事項

- ◎ 医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入してください。医療費通知は原本を添付

※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類
(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

2 医療費(上記1以外)の明細

※ 病院・薬局等ごとにまとめて記入することができます。上記①に記入したものについては、記入しないでください。

「A 支払った医療費」、「B 補てんされる金額」、「A-B 差引負担額」を
特別区民税・都民税申告書の医療費控除欄に転記してください。

【医療費控除の計算方法】

〔支払った医療費〕 - 〔補てんされる金額〕 - 〔10万円又は総所得金額等の5%（いずれか少ない額）〕 = 控除額（最高200万円）

【申告前にご確認ください】

- ① 医療費控除の明細書(本書)を必ず添付してください。「1 医療費通知に関する事項」に記入した場合は、医療費通知(原本)も添付してください。
② 生命保険・損害保険会社、健康保険組合からの補てん金等(入院費給付金、出産育児一時金)がないかご確認ください。
③ 次の費用等について医療費控除を受ける場合は、それらを該当する「使用証明書」等を添付してくださ。

- ・市区町村又は認定民間事業者による在宅介護費用 ⇒ 「在宅介護費用証明書」・ストマ用装具の購入費用 ⇒ 「ストマ用装具使用証明書」
 - ・温泉利用型健康増進施設の利用料金 ⇒ 「温泉療養証明書」・指定運動療法施設の利用料金 ⇒ 「運動療法実施証明書」
 - ・B型肝炎患者の親族のワクチン接種費用 ⇒ 「医師の診断書」(患者がB型肝炎で、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)
 - ・白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用 ⇒ 「処方箋」(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)
 - ・寝たきりの方のおむつ代 ⇒ 医師が発行した「おむつ使用証明書」(※おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、市区町村長が交付するおむつ使用の確認証箋を証明書に代えられます。)

- ④ 所得税の還付を受ける方は確定申告が必要です(※ 住民税の申告では、所得税の還付は受けられません)。

【医療費控除の対象となる医療費】

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例)	控除の対象に含まれないもの(例)
● 医師、歯科医師による診療や治療の対価 ● 治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術の対価 ● 助産師による分べんの介助の対価 ● 医師等による一定の特定保健指導の対価	● 医師等による診療等を受けるために直接必要なもので次のような費用 ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉杖や義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法等の規定により、都道府県や市区町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用等に当たるもの ・6か月以上寝たきりの方のおむつ代で、その方の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの ● 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価	● 容姿を美化し、容貌を変える等の目的で行った整形手術の費用 ● 健康診断、予防接種の費用 ● 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ● 治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入費用 ● 文書料
● 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	● 左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した方に支払う療養上の世話の対価	● 親族に支払う療養上の世話の対価
● 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	● かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ● 医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	● 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用
● 病院、診療所又は助産所等へ収容されるための人的役務の提供の対価	● 病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用	● 親族等から人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

医療費控除の明細書 書き方見本

令和7年分 医療費控除の明細書 (特別区民税・都民税申告書用)

※ この控除を受ける
よる特例は受け
申告者氏名: 領収書では控除できません。
明細書を作成してください。

1 医療費通知に関する事項

- ◎ 医療費通知(※)を添付する場合、左記の(1)～(3)を記入してください。医療費
※ 医療保険者がある場合は、(例:健康保険組合)を記入します。

2 医療費(上記1以外)の明細

※ 病院・薬局等ごとにまとめて記入することができます。上記①に記入したものについては、記入しないでください。

① 医療費控除の明細書(本書)を必ず添付してください。「1 医療費通知に関する事項」に記入した場合は、医療費通知(原本)も添付してください。
② 生命保険、損害保険会社、健康保険組合からの補てん金等(入院費給付金、出産育児一時金)がないかご確認ください。
③ 次の費用等について医療費控除を受ける場合は、それらの該当する「使用証明書」等を添付してください。

・市区町村又は認定民間事業者による在宅介護費用 ⇒ 「在宅介護費用証明書」・ストマ用装具の購入費用 ⇒ 「ストマ用装具使用証明書」

- ・温泉利用型健康増進施設の利用料金 ⇒ 「温泉療養証明書」
- ・指定運動療法施設の利用料金 ⇒ 「運動療法実施証明書」

- ・市区町村又は認定民間事業者による在宅介護費用 ⇒ 「在宅介護費用証明書」・ストマ用装具の購入費用 ⇒ 「ストマ用装具使用証明書」
 - ・温泉利用型健康増進施設の利用料金 ⇒ 「温泉療養証明書」・指定運動療法施設の利用料金 ⇒ 「運動療法実施証明書」
 - ・B型肝炎患者の親族のワクチン接種費用 ⇒ 「医師の診断書」(患者がB型肝炎で、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)
 - ・白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用 ⇒ 「処方箋」(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)
 - ・寝たきりの方のおむつ代 ⇒ 医師が発行した「おむつ使用証明書」(※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、市区町村長が交付するおむつ使用の確認証等を証明書に代えられます。)

④所得税の還付を受ける方は確定申告が必要です(※住民税の申告では、所得税の還付は受けられません)。

【医療費控除の対象となる医療費】

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの（例）	控除の対象に含まれないもの（例）
● 医師、歯科医師による診療や治療の対価 ● 治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術の対価 ● 助産師による分べんの介助の対価 ● 医師等による一定の特定保健指導の対価	● 医師等による診療等を受けるために直接必要なもので次のような費用 ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉杖や義歎等の購入の費用 ・身体障害者福祉法等の規定により、都道府県や市区町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用等に当たるもの ・6か月以上寝たきりの方のおむつ代で、その方の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの ● 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価	● 容姿を美化し、容貌を変える等の目的で行った整形手術の費用 ● 健康診断、予防接種の費用 ● 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ● 治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入費用 ● 文書料
● 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	● 左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した方に支払う療養上の世話の対価	● 親族に支払う療養上の世話の対価
● 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	● かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ● 医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	● 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用
● 病院、診療所又は助産所等へ収容されるための人的役務の提供の対価	● 病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用	● 親族等から人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼